

平成30年度 特別区国保基準保険料率に係る基礎数値(基礎分・後期高齢者支援金分)

1 被保険者数

区 分	平成30年度 (案) A	平成29年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B
基礎分・後期高齢者支援金分 一般被保険者数	2,151千人	2,305千人	△154千人	△ 6.69%

2 保険料率等

(1)基礎分(一般被保険者分)

区 分	平成30年度 (案) A	平成29年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B	
(※1)国民健康保険事業費納付金(D)	2,121億円	—	2,121億円	皆増	
加 算	特定健診諸費	30億円	—	30億円	皆増
	出産諸費	17億円	—	17億円	皆増
	葬祭諸費	8億円	—	8億円	皆増
	保健事業費	1億円	—	1億円	皆増
	その他条例減免等	0億円	—	0億円	皆増
加 算 計(E)	56億円	—	56億円	皆増	
減 算	国特別調整交付金+都繰入金+法定外繰入金(地単波及増)+保険者支援制度+保険者努力支援制度	171億円	—	171億円	皆増
	減 算 計(F)	171億円	—	171億円	皆増
賦課総額(D)+(E)-(F)		2,006億円	2,127億円	△121億円	5.68%
賦課割合(所得割 : 均等割)		58:42	58:42	据置	—
保 険 料 率	所得割料率	7.32/100	7.47/100	△0.15/100	—
	均等割額	39,000円	38,400円	600円	1.56%
賦課限度額		580,000円	540,000円	40,000円	7.41%
一人当たり保険料		93,287円	92,289円	998円	1.08%

(2)後期高齢者支援金分(一般被保険者分)

区 分	平成30年度 (案) A	平成29年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B	
(※2)国民健康保険事業費納付金(D)	648億円	—	648億円	皆増	
減 算	保険者支援制度(E)	30億円	—	30億円	皆増
賦課総額 (D)-(E)		617億円	603億円	14億円	2.39%
賦課割合(所得割 : 均等割)		58:42	58:42	据置	—
保 険 料 率	所得割料率	2.22/100	1.96/100	0.26/100	—
	均等割額	12,000円	11,100円	900円	8.11%
賦課限度額		190,000円	190,000円	据置	—
一人当たり保険料		28,701円	26,152円	2,549円	9.75%

(3)基礎分(一般被保険者分)+後期高齢者支援金分(一般被保険者分)

区 分	平成30年度 (案) A	平成29年度 B	差引増減(△) C=A-B	伸び率 C/B	
保 険 料 率	所得割料率	9.54/100	9.43/100	0.11/100	—
	均等割額	51,000円	49,500円	1,500円	3.03%
賦課限度額		770,000円	730,000円	40,000円	5.48%
一人当たり保険料合計		121,988円	118,441円	3,547円	2.99%

(※1)、(※2) 特別区の激変緩和措置として、平成30年度は、納付金の94%相当額を算定。以後、6年間の激変緩和措置期間を目的に原則年1%ずつ引き上げる。

平成30年度基準保険料率算定における基本的な考え方

(1) 法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置

平成30年度制度改正により納付金制度になるにあたり、葬祭諸費用・出産諸費用及び保健事業等並びに高額療養費100%を賦課総額へ算入した。

また、賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費(滞納繰越分の収納見込みを除く)を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度は、そのうち納付金分を94%ととして算定し、以後、6年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則年1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する。

(特別区の激変緩和措置額:基礎分 約135億円、支援金分 約41億円、介護分 約16億円)

(2) 賦課割合

今般の制度改正により、全国での賦課割合を50:50としたうえで、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。その結果、東京都における賦課割合は平成30年度では57:43となり、特別区における賦課割合は58:42が原則となったため、平成30年度の基礎分・後期支援分については、原則どおり所得割58:42(平成29年度と同割合)とする。

ただし、介護納付金分については、現行の賦課割合が50:50であることから、段階的に58:42に移行することとし、平成30年度は、均等割額を据え置く割合とする。(最終案53:47)

賦課総額算出方法の変更イメージ

平成29年まで

(特別区)

- 療養給付費・後期高齢者支援金・介護納付金等
- (控除) 前期高齢者交付金

×

賦課率 50%

+

(特別区)

- 特定健診・保健指導費

賦課総額

平成30年度以降

(東京都)

- 療養給付費・後期高齢者支援金・介護納付金等
- (控除) 前期高齢者交付金・国負担金等

東京都の納付金必要額

(特別区)

- 国民健康保険事業費納付金 (基礎分・後期高齢者支援金分・介護納付金分)
- 特定健診・保健指導費等
- (控除) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 等

賦課総額